７．法第８条第１項の規定による株式会社日本政策金融公庫の債務保証又は法第17条第１号の規定による食品等流通合理化促進機構の債務保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を「備考」の欄に記載すること。

５　食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

（記載上の注意）食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しく新たな需要の開拓）が、どのように農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載する。